

令和 3 年

上尾市教育委員会 7 月定例会 議案

議 案 名

議案第 38 号	押印等を求める行政手続の見直しに伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定について -----	1
議案第 39 号	上尾の摘田・畑作用具保存活用検討委員会委員の委嘱について -----	1 1
議案第 40 号	上尾市図書館協議会委員の任命について -----	1 2
議案第 41 号	上尾市立小・中学校通学区域審議会委員の委嘱について -----	1 4

【 白紙 】

議案第38号

押印等を求める行政手続の見直しに伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定について

押印等を求める行政手続の見直しに伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則を次のように定める。

令和3年7月21日提出

上尾市教育委員会教育長 池野和己

押印等を求める行政手続の見直しに伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則

(上尾市教育委員会公印規則の一部改正)

第1条 上尾市教育委員会公印規則(昭和62年上尾市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第2号様式中「㊟」及び「(自署する場合は、押印は不要)」を削る。

第3号様式を次のように改める。

第3号様式(第8条関係)

電子印影使用申請書

年 月 日

教育総務課長 様

課長

次のとおり電子印影を使用したいので、承認願います。

電子印影に使用する 公 印 の 名 称	
電子印影の使用を 必要とする文書名	
電子印影の寸法 (ひな形)	原 寸 縮小する場合
電子印影の使用を 必要とする理由	
出力テスト期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用開始日	年 月 日

決 裁	課 長	主 幹	グループ リーダー	担 当	決 定	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認 理由 ()

第4号様式中「㊟」及び「（自署する場合は、押印は不要）」を削る。

（上尾市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則の一部改正）

第2条 上尾市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則（平成2年上尾市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1号様式及び第2号様式中「㊟」を削る。

（上尾市教育委員会聴聞手続規則の一部改正）

第3条 上尾市教育委員会聴聞手続規則（平成10年上尾市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項及び第3項中「記載し、及び記名押印しなければ」を「記載しなければ」に改める。

第1号様式中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

第2号様式中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

第3号様式中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

第4号様式中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

（上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正）

第4条 上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（平成19年上尾市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中「（宛先）」及び「印」を削り、「ごろ」を「頃」に改める。

第3号様式を次のように改める。

療 養 補 償 請 求 書

				請求回数	第 回
(宛先)上尾市長				請求年月日	年 月 日
下記の療養補償を請求します。				請求者の住所..... ふりがな 氏 名.....	
※1	認定番号 第 号	所 属 学 校 名	職・氏名 生年月日	負傷又は発病年月日 年 月 日	
所 証 属 長 の 明	上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 学校長 印				
補 委 償 費 用 の 受 領 任	この請求書による療養補償の費用の受領を.....に委任します。 委任者の氏名..... 印				
	上記委任に基づき、この請求書による療養補償の費用の支払を請求します。 受任者の住所..... 氏名..... 印				
3 診 療 費	内訳は「9診療費請求明細」欄記載のとおり			円	
4 看 護 料	□看護師 年 月 日から □附添婦 年 月 日まで 日間			円	
5 移 送 費	交通費 から まで キロメー □片道 トル □往復			円	
	その他の移送費			円	
6 上記以外の療養費	内訳別紙請求書又は領収書 枚のと おり			円	
7 療養補償請求金額	3～6の合計額			円	
8 送金希望の場合	口座振替	振込先金融 機 関 名	銀 行 支店 信 用 金 庫 支店 農 業 協 同 組 合 支 所	※ 受 理	年 月 日
		□普通預金 □当座預金		※ 決 定	年 月 日
		口 座 番 号			
	預 金 名 義 者		※ 支 払	年 月 日	
	送 金 小 切 手	振込先金融 機 関 名			銀 行 支店 信 用 金 庫 支店 農 業 協 同 組 合 支 所
そ の 他				※ 決 定 金 額	円

(注)1 請求者は、※印の欄には記入しないこと。該当する□にレ印を記入すること。

2 「2補償費用の受領委任」の欄には、診療に当たった医師又は医療機関に補償費用

の受領を委任しようとする場合にのみ記入すること。

- 3 「4看護料」及び「5移送費」については、費用の領収書又はこれに代わる証明書及び明細書を添付すること。
- 4 「6上記以外の療養費」の欄には、入院料に食料料を含まない場合の食料料及び療養に必要な治療材料等の名称、数量及び費用を記入し、その領収書及び明細書を添付すること。
- 5 「※9診療費請求明細」の欄の記入に代えて同様事項を記載した医師、歯科医師又は柔道整復師の証明書を添付してもよいこと。
- 6 診療報酬点数の算出ができない場合は、金額で記入すること。

※ 9 診療費請求明細	(1) 傷病名	イ ロ ハ	(2) 診療開始日	イ年月日 ロ年月日 ハ年月日	診療期間 診療実日数	年月日から 年月日まで 日	転 帰	治ゆ 死亡 中止
	(3) 診察料	初診	時間外・休日・深夜	回	点			
		再診	再 内 科 再 診 時 間 外 休 日 ・ 深 夜	回 回 回 回				
		指導			回			
		往診	普 通 夜 間 深 夜 ・ 暴 風 雨 雪 ・ 難 路	回 回 回				
	(4) 投薬料	内 服	{薬 剤 調・処	単位 回				
		屯 服	{薬 剤 調・処	単位 回				
		外 用	{薬 剤 調・処	単位 回				
	(5) 注射料	皮下筋肉内		回				
		静 脈 内		回				
	そ の 他		回					
(6) 処置料			回					
	薬 剤		回					
(7) 手術 麻酔 料			回					
	薬 剤		回					
(8) 検査料			回					
	薬 剤		回					
(9) レント ゲン料			回					
			回					

(10)	その他			
(11)	入院年月日	年 月 日		
入院 院	病院	看特2	入院時基本診療料 (室料・看護料・給食料) 点 食有 × 日間 食無 × 日間 特食 × 日間 入院時医学管理料 1月未満 × 日間 1月～3月未満 × 日間 3月以上 × 日間	
		看特1		
		看1		
	診療所	看2		
		看3		
		その他		
(12)	診療報酬点数表により計算できる合計額		1点単価	円
(13)	診療報酬点数表により計算できないもの (例えば診断書料・入院室料差額等)			円
(14)	診療費請求合計額		(12) + (13)	円
上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 所在地 診療機関の 名称 医師 氏名				

第4号様式から第10号様式までの規定中「㊟」を削る。
第11号様式を次のように改める。

第11号様式(第5条関係)

遺族補償年金前払一時金請求書

.....(宛先)上尾市長 下記の遺族補償年金前払一時金を請求します。		請求年月日	年	月	日
		請求者(代表者)の 住 所..... ふりがな 氏 名..... 死亡学校医等との続柄.....			
※1 所属長の証明	認定番号 第 号	所 属 学校名	職・氏名 生年月日	負傷又は発病年月日 年 月 日 死亡年月日 年 月 日	
	補償基礎額	円			
	上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 学校長 印				
2	請求者(代表者)が選択する遺族補償年金前払一時金の額		1,000倍 800倍 補償基礎額の 600倍に相当する額 400倍 200倍		
3	遺族補償年金前払一時金の請求金額		(補償基礎額) × 倍 = 円		
4	遺族補償年金前払一時金の申出を行った月までの期間に係る遺族補償年金の額		年 月分から 年 月分まで		円
5	規則第4条による通知を受けた年月日		年 月 日		
6 代表者の選任	(代表者の氏名)を代表者とし、遺族補償年金前払一時金の請求及び受領を委任します。				
	住	所	氏	名	死亡学校医等との続柄
				印	
				印	
				印	

7 送金希望 の場合	口座振替	振込先金融 機 関 名	銀 行 支店 信 用 金 庫 支店 農 業 協 同 組 合 支 所	※受 理	年 月 日
		□普通預金 □当座預金		※決 定	年 月 日
		口 座 番 号			
		預金名義者		※支 払	年 月 日
	送 金 手 小 切 手	振込先金融 機 関 名	銀 行 支店 信 用 金 庫 支店 農 業 協 同 組 合 支 所		
そ の 他			※ 決 定 金 額	円	

- (注) 1 請求者は、※の欄は記入しないこと。該当する□にレ印を記入すること。
- 2 「2請求者(代表者)が選択する遺族補償年金前払一時金の額」の欄については、請求者が選択した倍数を○で囲むこと。
- 3 「4遺族補償年金前払一時金の申出を行った月までの期間に係る遺族補償年金の額」の欄には、遺族補償年金の最初の支払いに先立って申し出る者は記入しないこと。

第 1 2 号様式から第 1 4 号様式までの規定、第 2 2 号様式、第 2 3 号様式及び第 2 5 号様式から第 2 7 号様式までの規定中「㊟」を削る。

附 則

この規則は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

提案理由

行政手続の簡素化に資するため、押印等を求める手続を見直すことについて、規定の整備を行いたいので、この案を提出する。

議案第 39 号

上尾の摘田・畑作用具保存活用検討委員会委員の委嘱について
上尾の摘田・畑作用具保存活用検討委員会委員に下記の者を委嘱する。

令和 3 年 7 月 21 日提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

記

委嘱 [任期：令和 5 年 7 月 31 日まで]

選出区分	氏名	住所等	役職名等	備考
1号委員	おがわ なおゆき 小川 直之	國學院大學在勤	文学部教授	新任
	こじま たかお 小島 孝夫	成城大学在勤	文芸学部教授	新任
2号委員	くにしま りょうこ 國嶋 亮子	上尾市平方在住	市農業後継者育成確保 推進対策協議会委員	新任
	まちだ よういち 町田 洋一	上尾市観光協会在勤	事務局長	新任
3号委員	きむら りかこ 木村 李花子	東京農業大学在勤	学術情報課程教授	新任
	くつな たかひこ 沓名 貴彦	国立科学博物館在勤	理工学研究部研究主幹	新任

- 1号委員：文化財に関して優れた識見を有する者
2号委員：各種団体を代表する者
3号委員：その他教育委員会が必要と認める者

提案理由

上尾の摘田・畑作用具保存活用検討委員会委員の委嘱を行うため、上尾の摘田・畑作用具保存活用検討委員会条例（令和 3 年上尾市条例第 4 号）第 3 条第 2 項の規定により、この案を提出する。

議案第40号

上尾市図書館協議会委員の任命について

上尾市図書館協議会委員に下記の者を任命する。

令和3年7月21日提出

上尾市教育委員会教育長 池野和己

記

任命〔任期：令和5年7月31日まで〕

選出区分	氏名	住所等	役職名等	備考
1号委員	すが 須賀 さとし 聡	上尾市愛宕在住	上尾市社会教育委員	再任
	きたがわ 北川 えつこ 悦子	上尾市上在住	上尾市公民館運営審議会委員	再任
	きし 岸 きよとし 清俊	上尾市小泉在住	上尾市文化財保護審議会委員	再任
	やまだ 山田 こういち 浩一	上尾市立上平小学校在勤	校長	再任
	ささき 佐々木 ともみ 智美	上尾市立西中学校在勤	校長	再任
2号委員	かとう 加藤 ひろこ 寛子	上尾市南在住	児童文庫主宰	再任
	みやうち 宮内 れいこ 礼子	上尾市上野在住	上尾市PTA連合会会長	再任
	おおやち 大谷内 くみこ 久美子	上尾市向山在住	上尾市青少年育成推進員協議会会長	新任
3号委員	だいじま 代島 つねぞう 常造	さいたま市浦和区在住	元埼玉県立熊谷図書館長	再任
	わかまつ 若松 あきこ 昭子	さいたま市中央区在住	聖学院大学名誉教授	再任
	しみず 清水 まつよ 松代	上尾市上町在住	元埼玉県教育委員長	再任
	たかむら 高村 ゆみ 裕美	さいたま市浦和区在住	埼玉県環境アドバイザー	新任

- 1号委員：学校教育及び社会教育の関係者
 2号委員：家庭教育の向上に資する活動を行う者
 3号委員：学識経験のある者

提案理由

上尾市図書館協議会委員の任期が満了することに伴い、上尾市図書館協議会条例（平成12年上尾市条例第11号）第2条第2項の規定により、新たに任命したいので、この案を提出する。

議案第 4 1 号

上尾市立小・中学校通学区域審議会委員の委嘱について
上尾市立小・中学校通学区域審議会委員に下記の者を委嘱する。

令和 3 年 7 月 2 1 日提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

記

委嘱 [任期：令和 4 年 7 月 3 1 日まで]

選出 区分	氏 名	住 所 等	役職名等	備考
2 号 委員	とよだ けんすけ 豊田 健介	上尾市瓦葺在住	上尾市 P T A 連合会副 会長	新任
	いまいずみ たつや 今泉 達也	上尾市立上尾小学校在勤	上尾市小学校校長会会 長	新任

- 1 号委員：市議会の議員
2 号委員：各種団体を代表する者
3 号委員：識見を有する者

提案理由

上尾市立小・中学校通学区域審議会委員に欠員が生じたため、上尾市立小・中学校通学区域審議会条例（令和 2 年上尾市条例第 1 0 号）第 2 条第 2 項の規定により、その後任として委嘱したいので、この案を提出する。